報道資料

魚沼市

令和７年５月21日

【件　名】

懲戒処分について

【内　容】

次のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1　処　分　者　　魚沼市教育委員会

2　処分発令日　　令和７年５月14日

項　目	内　　容
被処分職員	教育委員会事務局学校教育課　主事　20歳代
処分内容	減給３月（給料月額の10パーセント）
処分の理由	当該職員が市民福祉部市民課の配属であった令和２年度から令和５年度にかけて、国民健康保険事業の高額療養費等の支給事務において、事務処理方法がわからないものについて、どのように処理すればいいか他の係員等に確認をせずに放置し、それが不適切な文書管理につながり、また、そうしている内に事務処理を失念し、高額療養費等の支給漏れを多数発生させた。 このことは、職務怠慢であり、また、全体の奉仕者たる公務員として、市民の信頼を裏切り、公務の信用を著しく損なう行為であるため、地方公務員法第２９条第１項第１号及び第２号の規定により処分する。

上記事案の管理監督責任に伴う処分

被　処　分　職　員	処分内容
当時の市民福祉部市民課長　50歳代	戒告
当時の市民福祉部市民課国民健康保険係長　50歳代	戒告

市長のコメント

このたびの不適切な事務処理により、対象の皆様に対する高額療養費の支給が遅れたことにつきましては、極めて遺憾であり、心より深くお詫び申し上げます。

常に公務員としての自覚を持ち、真摯に業務に従事するよう改めて指導し、市民の皆様の信頼回復と再発防止に全庁をあげて努めてまいります。

＜お問合せ先＞
魚沼市総務政策部　総務人事課長　浅井
電話　025-792-9203